

2026年度 東海サッカーリーグ運営要項

1. 当リーグは、1部9チーム、2部8チームによる2回戦総当たりとする。
2. リーグ戦の試合はすべて90分ゲームとし、延長戦及びPK戦は行わない。
ハーフタイムのインターバルは15分間とする。
注) ハーフタイムとは、前半終了から後半開始までの時間をいう。
- 3-1. 選手の交代は、試合前にあらかじめ登録された9名中5名までとする。
試合中の交代は各チーム最大3回とする。加えて、ハーフタイム時にも交代することができる。
脳震盪による交代（再出場なし）を適用する。
- 3-2. エントリー後の選手変更
 - ①エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。
なお、この本項によって認められる選手の変更は次の各号の通りとする。
 - (1) 先発予定選手を変更する場合
控え選手に限り先発予定選手に変更することができ、さらに新たな選手を控え選手とすることができる。この場合、当初の先発予定選手を控え選手とすることはできない。ただし、ゴールキーパーである場合は例外として控え選手とすることができる。
 - (2) 控え選手を変更する場合
新たな選手を控え選手とすることができる。
 - ②エントリー完了後からキックオフ時刻までの間におけるチームスタッフの変更は、やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。
 - ③前2項に定める変更が承認された場合、マッチコミッショナーは承認後、相手チーム等へ速やかに連絡しなければならない。
4. ベンチに入ることができる人数は、交代選手9名、役員6名の計15名までとする。
役員については、事前に登録されている者に限る。
5. テクニカルエリアを設置する。戦術的指示はテクニカルエリア内から、その都度ただ1人が伝えることができる。
6. キックオフ時刻に遅れたチームは理由の如何を問わず0-3の敗戦扱いとする。
7. 天候不良、その他の理由により試合が開始できない、または試合が中断された場合は30分を限度に待機し、試合の開始・再開または中止を主審が決定する。
主審が試合を中断した場合は、マッチコミッショナーおよびホームチーム運営責任者は試合を再開できるよう最善の努力をする。

中断から 30 分を過ぎて開始または再開の判断ができない場合、当該試合は中止とするが、中断が後半開始までの場合は再試合、後半が開始されていれば試合成立とする。中断解除から試合再開までのインターバルは 20 分以内とする。

ただし、主審が到着する前にやむ得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームチーム運営責任者が協議のうえ決定する。

なお、試合が中止となった場合の懲罰の消化については、J F A 懲罰規定〔別紙 2〕競技及び競技会に関する懲罰基準の運用に関する細則（第 10 条）に則し、以下のとおりとする。

試合が中止等になった場合、当該中止等となった試合に命じられた警告・退場の取り扱いは、当該中止等についてのチームの有責性にかかわらず、次のとおりとする。

【警告】再試合を実施する場合、効力を失い、警告がなかったものとして取り扱う。

【退場】再試合の実施有無にかかわらず、有効なものとして取り扱う。

8. 試合成立・不成立の最終承認者はその試合を担当したマッチコミッショナーとする。

9. 試合の中止・延期について

予定された試合を中止・延期する場合は、ホームチーム運営委員と当該県委員長が協議し決定する。中止・延期が決定された場合、ホームチーム運営委員は対戦チームに連絡するとともに、速やかに TSL 事務局に報告する。

① 中止・延期の検討対象となる状況は下記のとおりとする。

- (1) 自治体や施設管理者の指示で施設が使用できなくなった場合。
- (2) 気象予報により、試合当日の天候に災害級の被害が予測される場合。
- (3) 公共交通機関に事前運休計画が発表され、移動に困難を生じる場合。
- (4) 上記以外で中止・延期にしなければならない相当な理由がある場合。

② 中止・延期とした試合の代替日は、予備日に実施することを原則として、中止を決定した日から 30 日以内に決定すること。チームは中止・延期した試合が予備日に入ることを想定し、日程を空けておくこと。

又、代替日程を実施出来なかった場合は「みなし試合」とし、役員で協議し、試合結果の扱いを下記のいずれかとする。

- (1) 実施できなかった理由がどちらのチームにも責が認められない場合は引き分けとし、結果を「0-0」とする。
- (2) 実施できなかった理由が片方のチームにある場合、その責のあるチームの負けとし、結果を「0-3」とする。
- (3) 実施できなかった理由が両方のチームにある場合、両チームの結果を「0-3」とする。

10. リーグ戦終了日

10 月 18 日までに延期した試合を含めて終了する。

ただし、2 部については、10 月 25 日までに消化できるようにすることを認める。

11. 順位は下記の順序によって決める。

- ① 勝ち点（勝3、分1、負0）
- ② 得失点差（総得点－総失点）
- ③ 総得点
- ④ 当事チームの勝負
- ⑤ 勝率（総勝数÷総試合）
- ⑥ 上記①から⑤でも同位の場合は抽選とする。

12. 競技規則

当該年度の公益財団法人日本サッカー協会「サッカー競技規則」による。当該年度内に競技規則を変更する場合は、別途指示する。

13. 選手の用具

- 1) 本リーグに事前に登録した正・副2組のユニフォーム（シャツ、ショーツ、及びソックス）を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
- 2) 正・副の2色については明確に異なる色とする。
- 3) 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断した時は、両チームの立会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
- 4) 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組合せを決定することができる。
- 5) ソックスの上にテープやバンデージを巻く、あるいは、アングルサポーター等を着用する場合、そのテープ等の色はソックスの色同色とする。
カーフソックスや踵から下を切ったソックスを着用する場合、すねあての落下の可能性がある場合は下部にテープを巻くこととし、その判断は主審に委ねる。
又、テープと下に履くソックスは主たるソックスと同色のものを使用すること。
なお、当該年度のユニフォーム連絡表で届け出たデザインと同じようにチームで統一されていれば、認められる。
- 6) アームバンドについては、競技規則第4条に則し、チームキャプテンは以下のアームバンドを着用すること。
 - ① 東海サッカーリーグによって用意されたアームバンド
 - ② 東海サッカーリーグによって認められたアームバンド
 - ③ チームが用意する場合、単色のアームバンドで「Captain」という単語、もしくは「C」という文字やその翻訳された単語・文字（主将・主など）も入れることができるが、単色でなければならない。
※東海サッカーリーグで用意されたアームバンドについては、各種全国大会での使用は不可。

14. リーグ登録

- 1) チーム及び選手の資格は規約第6条の定めのほか、選手の他チームとの二重登録は認めない。
- 2) チームの登録選手数は、40名を上限とする。
- 3) 登録選手には固有の背番号を付し、シーズン中の変更は認めない。
- 4) 大学他、同一運営母体のチームが同じカテゴリーに所属することを認める。
この場合の関係するチームの対戦はリーグ順位に極力影響の少ないリーグ初めに行うよう配慮する。

5) (公財) 日本サッカー協会により、「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームに所属する選手を、移籍手続きを行うことなく本リーグに参加させることが出来る。この場合、同一「クラブ」内のチームで有れば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。但し、適用対象と成る選手の年齢は第2種年代のみとし、同一「クラブ」内の2種登録チームから選手を参加させることが出来る。第1種・シニアの年代の選手は適用対象外とする。

15. リーグ戦開始前に選手は(公財)日本サッカー協会に選手登録を行い、(公財)日本サッカー協会の承認を受けていること。

試合チームは、マッチコーディネーションミーティング時に、(公財)日本サッカー協会WEB登録システムKICKOFFから出力された選手証・登録一覧(写真が登録されたもの)を印刷したものを持参すること。

事務局が発行した、当節のチーム登録票で代替えることも可能とする。

16. 1) 選手の移籍に関しては、(公財)日本サッカー協会「移籍規程」に準ずる。

2) 12項4)の大学他、同一運営母体のチーム間のシーズン中の移籍は認めない。

17. 役員、選手の追加登録及び抹消を希望するときは、所定の様式で事務局へ提出する。

追加登録選手の試合出場資格は、事務局の受け付け承認日から1週間後とし、8月末日をもって追加登録を締め切りとする。なお、追加選手の出場については、事務局の承認を受けても、(公財)日本サッカー協会の承認が完了していない選手はリーグ戦に出場することはできない。

18. リーグ途中事故によりリーグ参加できないチームが発生した場合は、対戦成績を白紙とし、欠のままその年度は続行するが、その決定は実行委員長が裁定する。

19. 懲罰

- 1) 退場を命じられた者(監督・選手・役員含)または警告の累積が3となった者は次の1試合出場できない(ベンチ入りもできない)。また、退場者の処分は規律委員会において協議し、これを裁定する。
- 2) 退場による出場停止処分の消化は同一大会で消化するものとする。なお、大会終了によって残存した出場停止処分については順次、次の公式戦に適用される。

- 3) 本大会において、他大会等の出場停止処分を当リーグで消化する場合は、処分者本人及びその所属先チームが処分の内容を文書にて事務局に報告する。
また、その他の規定については(公財)日本サッカー協会の懲罰規定に準ずる。

20. 自動入れ替え

- 1) 当リーグ1部の下位2チームと、2部の上位2チームは自動入れ替えとし、入れ替え戦は行わない。
- 2) 当リーグ2部の下位2チームを自動的に当リーグから降格し、東海社会人トーナメント大会のA・B各ブロックの優勝チームは当リーグへ昇格とする。
- 3) 上部リーグへ昇格またはチーム事情により、リーグを脱退し、リーグに欠損が生じた場合
 - イ. 当リーグ1部のチーム数が8チームになるように、2部の上位から繰り上げ自動昇格とする。(1部から2部へ降格するチームを含む)
 - ロ. 当リーグ2部の8位・7位チームは、自動的に県リーグへ降格する。
 - ハ. 東海社会人トーナメント大会要項に従い、Aブロックの優勝チームを1位、Bブロックの優勝チームを2位とし、本項により残留することになったチームを上位に位置づける。
- 4) 上部リーグより降格チームがあった場合
 - イ. 上部リーグより降格したチームをそのまま当リーグ1部に加入させる。
 - ロ. 当リーグ1部は、8チームを維持する。
また、8チームになるよう下位チームを当リーグ2部に降格させる
 - ハ. 当リーグ2部は、本項により1部から降格チームがあった場合、9チームを上限にチーム数を増やすこととする。また、9チームになるように下位チームを各県リーグに降格させる。
さらに、翌年度は8チームに戻すべく、該当する下位チームを各県リーグに降格させる。

21. 天変地異その他不可抗力により欠場する場合は、運営委員会に於いて協議し、処理する。

22. 感染症拡大によるリーグへの影響については、行政機関、JFAの指示に従うこととし、実施内容については運営委員会で協議する。

23. 全国地域サッカーチャンピオンズリーグ1次ラウンドへの出場12チームは、以下の選出方法により出場資格が与えられる。

- 1) 9地域サッカー最上位リーグより各1チーム(当1部リーグ1位チーム)に出場権が与えられる。但し、出場できない場合には、次順位(2位チーム)の参加を認める。原則、出場権を得たチームは棄権できない。
- 2) 9地域サッカー最上位リーグのチームで、第62回全国社会人サッカー選手権大会のベスト4以上の上位3チームで、JFLへ入会を希望するチーム(最大3チ

ーム)

3) 上記で 12 チームに満たない場合には、Jリーグ百年構想クラブが所属する地域サッカー最上位リーグで、当該チームが 2 位で有れば、優先的に出場を認める。但し、複数の Jリーグ百年構想クラブが該当する場合には、Jリーグ百年構想クラブに認められた順番とする。優先的な出場は 1 回を限度とする。

4) なお、上記の 1)、2)、3) で 12 チームに満たない場合は、9 地域サッカー最上位リーグ 2 位チームの中で、JFL へ入会を希望するチームを下記の優先順位で出場チームを決定する。(関東・関西・九州・東海・北海道・中国・北信越・東北・四国) で巡回し輪番とする。

2026 年度は (東北・四国・関東) の順で決定する。2027 年は 2026 年の出場した地域の次からとする。(2010 年関東、2011 年関西、2012 年ナシ、2013 年九州、2014/2015/2016 年ナシ、2017 年東海、2018 年北海道、中国の希望チームが無かったため北信越に決定、2019 年東北・四国、2020 年関東・関西・九州、2021 年東海・中国・北信越、2022/2023/2024 年/2025 年ナシ)

2)、3)、4) で参加するチームは、翌年度に JFL へ入会意思の確認ができたチームに限り出場を認める。

24. 運営委員会で決定できない事項については (一社) 東海サッカー協会にその裁定を仰ぎ、その決定に従う。

25. リーグ運営に関しての提言・質問等については、「質問書」として文書を運営事務局へ提出し、回答を得ることが出来る。

また、試合中及び試合後に、審判員の判定への異議を示すことは認められないが、もし判定に関して重大な質問がある場合は、試合終了後 3 日以内 (必着) に上記同様に「質問書」として文書を事務局へ提出し、実行委員長を通じて審判委員会の回答を得ることが出来る。ただし、プレーに関する事実についての主審の決定は最終であり、変更されることはない。(競技規則第 5 条)

また、審判委員会からの回答後の再質問はできないこととする。

(注意事項)

- ・ 文書はチーム代表者名で、宛先は実行委員長とすること。
- ・ 文書の末尾に文責者のサインと、住所、連絡先電話番号などを記載すること。
- ・ 実行委員長は必要に応じて参考となる映像媒体等を要求することができる。

26. ホーム運営委員は、試合終了後に公式記録を速やかに事務局に報告すること。報告については、メール等で行うこと。